

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>1. 本規程の位置づけについて</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく発電用原子炉施設の設計及び工事の計画の認可等に係る手続の適正な実施のため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）</p> <p>第8条から第14条までに基づく設計及び工事の計画の認可等について、以下のとおりとする。</p> <p>また、本規程における用語の定義及び用法については、原則として、法、規則、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）における用語の定義及び用法に従うこととする。</p> <p>なお、設計及び工事の計画に関する手続に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断するものである。</p>	<p>設工認申請における資料作成に当たっての基本的考え方</p> <p>【本要領の位置づけについて】</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく使用済燃料の再処理施設、特定廃棄物管理施設及び加工施設の設計及び工事の計画の認可等に係る手続の適正な実施のため、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）及び核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）に基づく設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請書を以下のとおりとする。</p> <p>また、本要領における用語の定義及び用法については、原則として、法、規則、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を含む）（以下「事業指定基準規則」という。）及び再処理施設の技術基準に関する規則（特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則、加工施設の技術基準に関する規則を含む）（以下「技術基準規則」という。）における用語の定義及び用法に従うこととする。</p> <p>なお、設計及び工事の計画に関する手続に係る要件の技術的内容は、本要領に限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断するものである。</p>	<p>1 工事計画認可申請における資料作成に当たっての基本的考え方</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>前回説明からの変更箇所を下線にて示す。</p> </div>	<p>・発電炉と適用する法令、規則等が異なることから、ガイドに基づき位置づけ部分を明確化</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲 工事計画に記載しなければならない事項は、規則第9条第2項又は第12条第2項で発電用原子炉施設の種別に応じて規則別表第2の中欄で定めるものとされており、規則別表第2の中欄において、設備ごとにさらに機器等の単位で記載要求事項を定めている。この規則別表第2に規定されている記載要求事項については、少なくとも技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載される必要があり、以下では、規則別表第1における設備及び機器等の規定も含めて、機器等の仕様に関する記載要求範囲と設備及び機器等の記載要求範囲に分けて示す。</p>	<p>設工認申請書に記載すべき設備は、再処理規則、廃棄物管理規則又は加工規則で示す施設の区分に応じて事業変更許可申請書に示す設備、及び技術基準規則に適合するために設置、設計を行う設備である。 これらの設備について、設備ごとさらに機器等の単位で事業変更許可申請書における設計方針を基にした詳細設計の内容、及び技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載される必要がある。 本要領は、設工認申請書の作成作業において展開すべき必要事項を漏れなく反映するとともに、記載の横並びを円滑に図ることを目的とし、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」及び「工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領」を踏まえ、本文及び添付書類の項目ごとに纏めるものとする。項目ごとの展開内容を以下に示す。</p> <p><作成要領の項目ごとの展開内容></p> <p>(1) 設工認申請における資料作成に当たっての基本的考え方 ・ 設工認申請書の本文及び添付書類の構成概要と本文の具体的記載方針</p> <p>(2) 設工認における仕様表の作成要領 ・ 仕様表にて示す機器等の機種ごとの記載項目とその考え方</p> <p>(3) 設工認における基本設計方針の作成要領 ・ 基本設計方針の項目構成の考え方と具体的記載方針</p> <p>(4) 設工認に記載する準拠基準及び規格について ・ 記載すべき準拠基準及び規格の考え方と具体的記載方針</p> <p>(5) 設工認に添付する添付書類の考え方について ・ 添付書類ごとの記載内容と、今回の新規制基準適合に係る申請における添付有無の考え方</p> <p>(6) 設工認における添付書類の作成要領 ・ 添付書類の具体的記載方針</p> <p>(7) 設工認における添付図面の作成要領 ・ 添付図面を添付する対象範囲の考え方と具体的記載方針</p> <p>(8) 他施設と共用する設備の設工認書類の扱いについて ・ 共用に関する具体的記載方法</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>2. 設計及び工事の計画の認可及び届出手続の範囲</p> <p>認可手続の範囲については規則第8条第1項第1号の規定により規則別表第1の中欄で、届出手続の範囲については規則第11条第1項の規定により同表の下欄で定められている。さらに規則第8条第1項第2号に規定されている制限工事についても認可手続を要するものとされている。</p> <p>規則別表第1では、工事の種類ごとに手続の範囲を規定している。対象となる設備及び機器は、規則第9条第1項第2号又は第12条第1項第2号で規定されている工事計画に記載しなければならない事項として規則第9条第2項又は第12条第2項で規定されている規則別表第2の中欄で定められているものと対応している。本規程では、規則別表第1に規定されている工事の種類に加え、規則別表第2に規定されている設備及び機器等の範囲（工事計画に記載すべき範囲）を示す。</p> <p>(1) 工事の種類</p> <p>規則別表第1の上欄の工事の種類は、大きく、設置の工事と変更の工事に分けられている。さらに変更の工事は、発電用原子炉の基数の増加と発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事に分けられている。</p> <p>1) 設置の工事</p> <p>工場又は事業所に初めて発電用原子炉施設を設置する工事をいい、いわゆる新設工事であり、認可の対象としている。</p> <p>2) 発電用原子炉の基数の増加</p> <p>既に発電用原子炉施設が設置されている工場又は事業所において、新たな発電用原子炉を追加設置する工事をいい、いわゆる増設工事であり、認可の対象としている。</p> <p>3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事</p> <p>既に設置されている発電用原子炉施設において、設備又は機器を変更する工事をいい、さらに以下の工事に分類して認可又は届出手続の範囲を規定している。</p> <p>A. 設置 B. 取替え C. 改造 D. 修理 a. 取替工事 b. 性能又は強度に影響を及ぼす工事</p> <p style="text-align: right;">} 中略</p>	<p>【設工認手続の範囲】</p> <p>設計及び工事の計画の認可を要しない工事等については、再処理規則等において以下のとおり定められている。</p> <p><再処理規則の例></p> <p>第1条の5（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等）</p> <p>法第45条第1項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であって、次条第1項第3号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。</p> <p>第2条（設計及び工事の計画の認可の申請）</p> <p>三 次の区分による再処理施設に関する設計及び工事の方法（再処理施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）</p> <p>イ 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設 ロ 再処理設備本体 (1) せん断処理施設 (2) 溶解施設 (3) 分離施設 (4) 精製施設 (5) 脱硝施設 (6) 酸及び溶媒の回収施設 ハ 製品貯蔵施設 ニ 計測制御系統施設 ホ 放射性廃棄物の廃棄施設 ヘ 放射線管理施設 ト その他再処理設備の附属施設</p> <p>ここで、第2条第1項第3号に掲げる事項の変更を伴う工事とは、具体的には設備の設置、改造等により基本設計方針、仕様表等の設工認申請書本文記載内容に変更があるものとし、それらの変更が生じる設備等を設工認申請範囲とする。</p> <p>また、法第45条第2項における、認可を受けた設計及び工事の計画を変更する場合においても同様の考え方であるが、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なもの（設備又は機器の配置の変更であって、当該機器の相互の間隔を、許可を受けたところによる核的制限値である間隔より小さくしないものその他再処理施設の保全上支障のない変更）である場合は、同条第5項における届出の対象とする。</p> <p><u>申請対象設備等の具体的考え方を別紙1に示す。</u></p>		<p>・設工認として申請すべき範囲について、発電炉と適用する法令、規則等が異なることから、当社に関連する規則を引用し扱いを明確化</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p><実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則より引用> 第九条 (設計及び工事の計画の認可等の申請) 2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。</p>	<p>【設工認申請書に記載すべき内容】 (本文) ・技術基準規則に適合させるために必要な詳細設計の内容 ・事業指定基準規則への適合性を確認するための設備の仕様を決定する上での設計方針 (設備と一体となって適合性を担保する運用を含む) を基にした詳細設計の内容 なお、変更申請に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載するものとする。</p> <p>(添付書類) ・本文の具体的な考え方、実現方法及びその根拠</p> <p>設工認申請書の書類構成の概要を別紙2に示す。 なお、基本設計方針及び工事の方法について、発電炉では、代表の施設区分に詳細を記載し、各施設区分ごとに呼び込みをする形となっているが、当社では共通的な項目として記載することで合理的な記載とする。</p>	<p>【工事計画認可申請書に記載すべき内容】 (本文) ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (以下「技術基準規則」という。)」に適合させるために必要な詳細設計の内容 ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (以下「設置許可基準規則」という。)」への適合性を確認するための設備の仕様を決定する上での設計方針 (設備と一体となって適合性を担保する運用を含む) を基にした詳細設計の内容</p> <p>(添付書類) ・それらの具体的な考え方、実現方法及びその根拠</p> <p>工事計画認可申請書の書類構成のイメージ図を別紙1に示す。</p>	<p>・変更前後の明確化について、発電炉規則より引用</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)			発電炉 工認作成要領			備考																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="664 331 890 373">本文記載箇所</th> <th data-bbox="899 331 1596 373">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="664 380 890 1318"> <p>1 基本設計方針 (つづき)</p> </td> <td data-bbox="899 380 1596 1318"> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="908 386 1023 768"> <p>基② (運用の担保先の明確化)</p> </td> <td data-bbox="1032 386 1587 768"> <p>事業変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMS文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="908 774 1023 1094"> <p>基③ (評価に対する対応)</p> </td> <td data-bbox="1032 774 1587 1094"> <p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="908 1100 1023 1312"> <p>基④ (該当しない条文)</p> </td> <td data-bbox="1032 1100 1587 1312"> <ul style="list-style-type: none"> 要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所	記載方針	<p>1 基本設計方針 (つづき)</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="908 386 1023 768"> <p>基② (運用の担保先の明確化)</p> </td> <td data-bbox="1032 386 1587 768"> <p>事業変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMS文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="908 774 1023 1094"> <p>基③ (評価に対する対応)</p> </td> <td data-bbox="1032 774 1587 1094"> <p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="908 1100 1023 1312"> <p>基④ (該当しない条文)</p> </td> <td data-bbox="1032 1100 1587 1312"> <ul style="list-style-type: none"> 要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 </td> </tr> </tbody> </table>	<p>基② (運用の担保先の明確化)</p>	<p>事業変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMS文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>	<p>基③ (評価に対する対応)</p>	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</p>	<p>基④ (該当しない条文)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1614 331 1840 373">本文記載箇所</th> <th data-bbox="1849 331 2546 373">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1614 380 1840 1318"> <p>2 基本設計方針 (つづき)</p> </td> <td data-bbox="1849 380 2546 1318"> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1857 386 1973 768"> <p>基② (運用の担保先の明確化)</p> </td> <td data-bbox="1982 386 2537 768"> <p>設置変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMSの二次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1857 774 1973 1094"> <p>基③ (評価に対する対応)</p> </td> <td data-bbox="1982 774 2537 1094"> <p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1857 1100 1973 1312"> <p>基④ (該当しない条文)</p> </td> <td data-bbox="1982 1100 2537 1312"> <ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則第10条など、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所	記載方針	<p>2 基本設計方針 (つづき)</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1857 386 1973 768"> <p>基② (運用の担保先の明確化)</p> </td> <td data-bbox="1982 386 2537 768"> <p>設置変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMSの二次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1857 774 1973 1094"> <p>基③ (評価に対する対応)</p> </td> <td data-bbox="1982 774 2537 1094"> <p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1857 1100 1973 1312"> <p>基④ (該当しない条文)</p> </td> <td data-bbox="1982 1100 2537 1312"> <ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則第10条など、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 </td> </tr> </tbody> </table>	<p>基② (運用の担保先の明確化)</p>	<p>設置変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMSの二次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>	<p>基③ (評価に対する対応)</p>	<p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</p>	<p>基④ (該当しない条文)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則第10条など、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 	
本文記載箇所	記載方針																						
<p>1 基本設計方針 (つづき)</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="908 386 1023 768"> <p>基② (運用の担保先の明確化)</p> </td> <td data-bbox="1032 386 1587 768"> <p>事業変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMS文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="908 774 1023 1094"> <p>基③ (評価に対する対応)</p> </td> <td data-bbox="1032 774 1587 1094"> <p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="908 1100 1023 1312"> <p>基④ (該当しない条文)</p> </td> <td data-bbox="1032 1100 1587 1312"> <ul style="list-style-type: none"> 要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 </td> </tr> </tbody> </table>	<p>基② (運用の担保先の明確化)</p>	<p>事業変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMS文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>	<p>基③ (評価に対する対応)</p>	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</p>	<p>基④ (該当しない条文)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 																
<p>基② (運用の担保先の明確化)</p>	<p>事業変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMS文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>																						
<p>基③ (評価に対する対応)</p>	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</p>																						
<p>基④ (該当しない条文)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 																						
本文記載箇所	記載方針																						
<p>2 基本設計方針 (つづき)</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1857 386 1973 768"> <p>基② (運用の担保先の明確化)</p> </td> <td data-bbox="1982 386 2537 768"> <p>設置変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMSの二次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1857 774 1973 1094"> <p>基③ (評価に対する対応)</p> </td> <td data-bbox="1982 774 2537 1094"> <p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1857 1100 1973 1312"> <p>基④ (該当しない条文)</p> </td> <td data-bbox="1982 1100 2537 1312"> <ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則第10条など、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 </td> </tr> </tbody> </table>	<p>基② (運用の担保先の明確化)</p>	<p>設置変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMSの二次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>	<p>基③ (評価に対する対応)</p>	<p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</p>	<p>基④ (該当しない条文)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則第10条など、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 																
<p>基② (運用の担保先の明確化)</p>	<p>設置変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMSの二次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>																						
<p>基③ (評価に対する対応)</p>	<p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</p>																						
<p>基④ (該当しない条文)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則第10条など、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 																						

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド		当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考	
本文記載箇所		記載方針		本文記載箇所		記載方針	
1	基本設計方針 (つづき)	基⑤ (指針等の引用)	<p>技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。</p> <p>なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。 特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。 上記以外の法令、規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は、必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし、基本設計方針に記載しない。 	2	基本設計方針 (つづき)		<p>基⑤ (指針等の引用)</p> <p>技術基準規則の解釈等に示された指針・NISA文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。 監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先の表示に加え、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例:JEAC4201-2007の「-2007」は記載しない。) 解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じ、上位の表題でも可能)で記載する。 <p>(例) 48 条解釈4 号</p> <p>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令(平成二十四年経済産業省令第七十号)第四条から第十六条まで、第十九条から第二十八条まで及び第三十条から第三十五条までの規定は、設計基準対象施設に施設する電気設備について準用する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその解釈に定められた、感電、火災の防止、異常の予防及び保護対策、電氣的…。</p> <ul style="list-style-type: none"> 条件付の民間規格や設置変更許可の評価結果等を引用する場合は、可能な限りその条件等を文章として反映する(例1)。また、設置変更許可申請書の添付を呼込む場合は、対応する本文のタイトルを呼込む(例2)。なお、文書名を呼込む場合においても「技術評価書」の呼込みは行わない(例3)。

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領		備考
		本文記載箇所	記載方針	
		2 基本設計方針	基⑤ (指針等の引用) (例1)44 条解釈2 号 第1 号ハに規定する「漏えい試験ができる」とは、「漏えい率試験規程 (JEAC4203-2008)」の規定に「日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC4203)」の適用に当たって (別記-8)」の要件を付した試験ができること。 ↓ 原子炉格納容器を貫通する箇所及び出入口は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件に応じて、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203)に定める漏えい試験のうちB種試験ができる設計とする。 (例2)32 条解釈1 号 …原子炉の設置(変更)許可申請書(以下設置許可申請書という。)添付書類八に記載された仕様を満足するとともに、設置(変更)許可申請書における評価条件と比較して非保守的な変更がないこと…。 ↓ 非常用炉心冷却設備は、設置(変更)許可を受けた運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の評価条件を満足する設計とする。 (例3)42 条解釈4 号 第42 条に規定する「生体遮蔽」及び遮蔽設計の具体的仕様に関する規定(第2 項第3 号を除く。)は、日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規程」(JEAC4615-2008)の事故時の遮蔽設計に係る事項を除き、本文及び解説4-5 に以下の条件を付したものであること。 (1) 4.1.2 の適用に当たっては、「実効線量が1.3 mSv/3 か月以下となる区域は管理区域外として設定できる。」を除き、…「超える区域」を「超えるおそれがある区域」…と読み替えるものとする。…(日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615-2008)に関する技術評価書」(平成23 年3 月原子力安全・保安院, 原子力安全基盤機構取りまとめ)) ↓ 遮蔽設計は、実効線量が1.3 mSv/3 か月を超えおそれがある区域を管理区域とす たうえで、日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615)」の通常運転時の遮蔽設計に基づく設計とする。	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領	備考
<p>R. 工事の方法</p> <p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料受入れ ・加工 ・組立て ・据付け <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の工程に応じて実施する検査項目 ・検査場所 ・検査方法 ・判定基準等 <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修理の方法 ・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法 ・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など ・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート <p style="color: red;">なお、MOX燃料におけるプルトニウム富化度等の実際の製造段階で確定する仕様については、記載した条件に合致しているかどうかの確認方法について記載することとする。</p>	<p style="color: red;">本文記載箇所</p> <p style="color: red;">2 工事の方法</p>	<p style="color: red;">記載方針</p> <p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料受入れ ・加工 ・組立て ・据付け <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の工程に応じて実施する検査項目 ・検査場所 ・検査方法 ・判定基準等 <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修理の方法 ・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法 ・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など ・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート 		<p>・工認手続きガイドの反映</p> <p>・プルトニウム富化度等の内容については、燃料体の申請における留意事項であり、当社は燃料体に相当する申請対象設備はない。</p> <p>なお、事業許可申請書で記載したMOX燃料の性状に対しては、設工認では臨界、遮蔽計算において設計上保守側となる条件を設定のうえ評価を行うとともに、設計上想定した条件内にて管理できる運用を保安規定に定めて管理する旨を基本設計方針に明記する。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考								
<p>1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、設備別記載事項として、それに係る熱交換器、ポンプ、容器その他の機器等の種類に応じて、名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様を記載することとされており、これらの仕様については、要目表として記載することとする。</p> <p>このうち、個数が複数の機器等については、技術基準規則への適合性の観点で必要な場合は、それぞれの機器等の仕様分かるよう記載するものとする。また、配管等の「厚さ」、熱交換器（蒸気発生器を含む。）、ポンプ、圧縮機、容器その他の機器等の「容量」及び熱交換器（蒸気発生器を含む。）の「伝熱面積」等については、当該機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認したもの（以下「設計確認値」という。）と公称値を併記することとし、設計確認値の記載については、「〇〇以上」又は「〇〇以下」のように、下限又は上限である旨を明記してもよいこととする。その他、技術基準規則の規定内容に加え、以下の内容を踏まえて記載するものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="667 300 1590 932"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 300 931 342">本文記載箇所</th> <th data-bbox="931 300 1590 342">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 342 931 932">3 仕様表</td> <td data-bbox="931 342 1590 932"> <p>・「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、再処理規則、廃棄物管理規則又は加工規則に示す施設における、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設、重大事故等対処設備のうち、系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる流路上の設備※を対象とし、機器等の種類に応じて技術基準規則への適合性を示す上で必要な事項（名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様）を記載する。その他、施設への影響の観点から重要となる設備についても必要に応じて対象とする。</p> <p>なお、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設及び重大事故等対処設備がない加工施設においては、施設内の安全上の重要度の観点から、第1類、第2類の設備を仕様表の作成対象とする。</p> <p>※ 当該設備に接続する分岐部等を含めない</p> </td> </tr> </tbody> </table>		本文記載箇所	記載方針	3 仕様表	<p>・「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、再処理規則、廃棄物管理規則又は加工規則に示す施設における、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設、重大事故等対処設備のうち、系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる流路上の設備※を対象とし、機器等の種類に応じて技術基準規則への適合性を示す上で必要な事項（名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様）を記載する。その他、施設への影響の観点から重要となる設備についても必要に応じて対象とする。</p> <p>なお、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設及び重大事故等対処設備がない加工施設においては、施設内の安全上の重要度の観点から、第1類、第2類の設備を仕様表の作成対象とする。</p> <p>※ 当該設備に接続する分岐部等を含めない</p>	<p>詳細設計の具体的な内容は以下の記載方針の通り。</p> <table border="1" data-bbox="1653 300 2594 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="1653 300 1917 342">本文記載箇所</th> <th data-bbox="1917 300 2594 342">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1653 342 1917 772">1 要目表</td> <td data-bbox="1917 342 2594 772"> <p>・「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）」の「別表第二」（以下「別表第二」という。）の中欄に該当する設備について、発電用原子炉施設の種類ごとに定められた事項を記載する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		本文記載箇所	記載方針	1 要目表	<p>・「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）」の「別表第二」（以下「別表第二」という。）の中欄に該当する設備について、発電用原子炉施設の種類ごとに定められた事項を記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の場合は基本設計方針が1番となるため記載を移動 ・緑字について工認手続きガイドより引用 ・仕様表作成対象は、基本設計方針欄に記載している対象設備リストにて明確化。 ・ガイドに記載の個別具体的な記載項目については、別途作成フォームとともに仕様表作成要領として取り纏める。
本文記載箇所	記載方針												
3 仕様表	<p>・「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、再処理規則、廃棄物管理規則又は加工規則に示す施設における、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設、重大事故等対処設備のうち、系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる流路上の設備※を対象とし、機器等の種類に応じて技術基準規則への適合性を示す上で必要な事項（名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様）を記載する。その他、施設への影響の観点から重要となる設備についても必要に応じて対象とする。</p> <p>なお、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設及び重大事故等対処設備がない加工施設においては、施設内の安全上の重要度の観点から、第1類、第2類の設備を仕様表の作成対象とする。</p> <p>※ 当該設備に接続する分岐部等を含めない</p>												
本文記載箇所	記載方針												
1 要目表	<p>・「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）」の「別表第二」（以下「別表第二」という。）の中欄に該当する設備について、発電用原子炉施設の種類ごとに定められた事項を記載する。</p>												

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【基本的考え方】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考
<p>Q. 基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>適用基準及び適用規格については、各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等とする。</p> <p>(1) 工事工程表</p> <p>現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては系統ごとに記載することとし、使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期としては現地以外において使用前事業者検査及び使用前確認を実施する場合も含むものとする。</p> <p>(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質管理の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質管理の方法等の切替えの時期等を含めて記載することとする。</p>	本文記載箇所	記載方針			<ul style="list-style-type: none"> ・工認手続きガイドの反映 ・準拠規格及び基準の用語は事業変更許可と整合
	4	<p>準拠規格及び基準</p> <p>・各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。</p>			
	5	<p>工事工程表</p> <p>・現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては系統ごとに記載することとし、使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期としては現地以外において使用前事業者検査及び使用前確認を実施する場合も含むものとする。</p>			
	6	<p>品質マネジメントシステム</p> <p>・原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質管理の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質管理の方法等の切替えの時期等を含めて記載することとする。</p>	本文記載箇所	記載方針	

作成要領「基本的考え方」に係る申請対象設備等の具体的考え方について
 <再処理施設の例>

① 設工認申請書に記載すべき設備

- イ 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設
- ロ 再処理設備本体
 - (1) せん断処理施設
 - (2) 溶解施設
 - (3) 分離施設
 - (4) 精製施設
 - (5) 脱硝施設
 - (6) 酸及び溶媒の回収施設
- ハ 製品貯蔵施設
- ニ 計測制御系統施設
- ホ 放射性廃棄物の廃棄施設
- ヘ 放射線管理施設
- ト その他再処理設備の附属施設

② 新規制基準適合における設工認申請対象設備

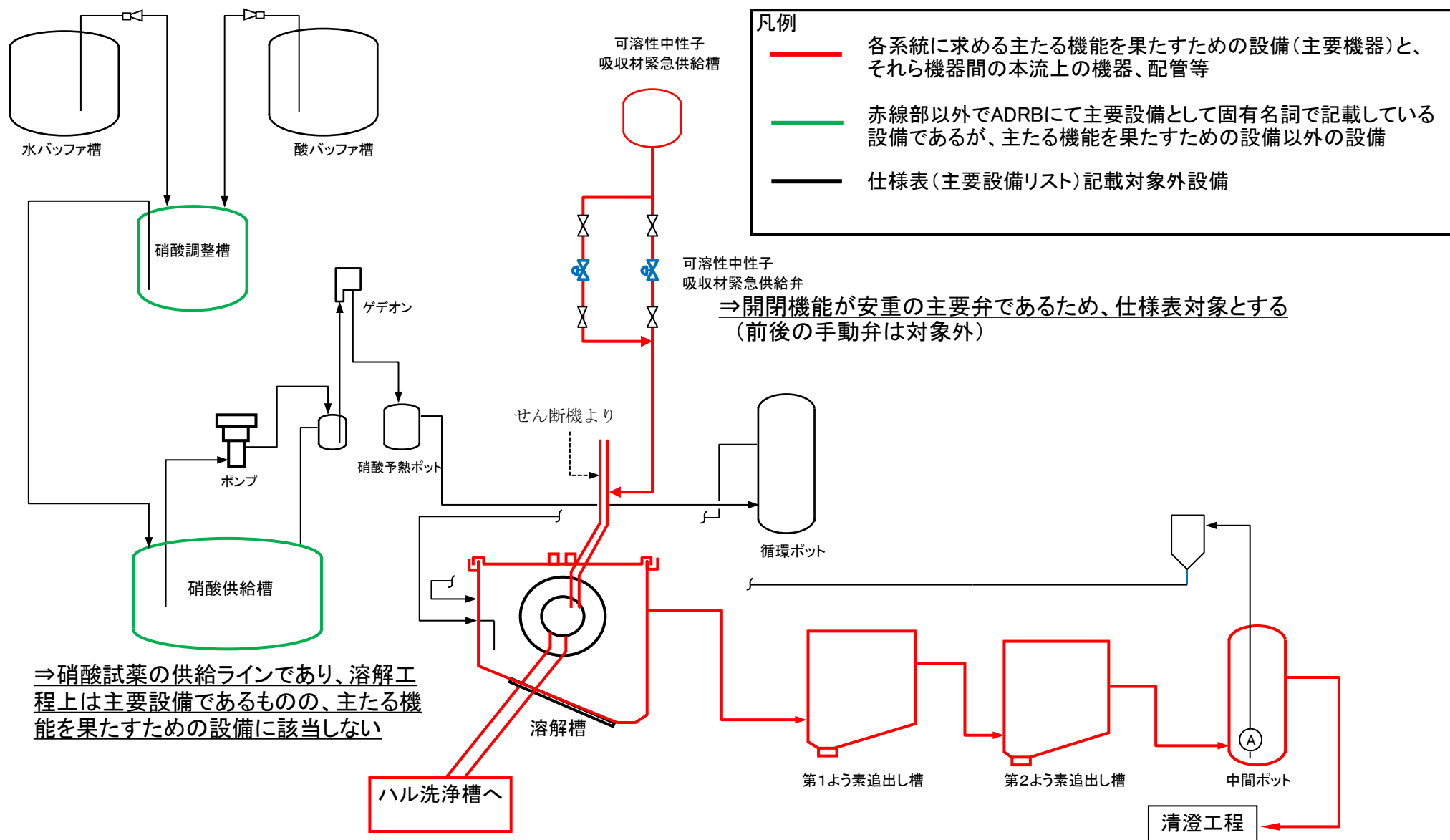
- ・①の設備のうち、新設、改造等により本文記載事項の変更を伴う設備（新設：竜巻防護対策設備等、改造：冷却塔（耐震補強）等）
- ・また、設備の変更を伴わないが、新規制基準における追加要求事項に対応するために基本設計方針等に設計方針を記載する設備（基準地震動 S_s の見直しに伴う耐震評価対象設備等）
- ・SI 単位化、構成見直し等の追加要求事項以外の記載の適正化は申請対象設備に対して実施するものとし、記載の適正化のみの設備は申請対象設備としない。

※②の対象設備のうち、③の記載対象設備以外の設備については基本設計方針にて設計方針を示すとともに、必要に応じて添付書類にて詳細説明を実施。

③ 新規制基準適合における仕様表および主要設備リストの記載対象設備

- ②の設備のうち、以下の設備を対象とする。（主要設備リストと仕様表記載対象は同一）
- ・事業変更許可申請書添付書類六「系統構成及び主要設備」に主要設備として固有名詞で記載している設備のうち、各系統に求める主たる機能を果たすための設備（当該設備が担うべき特有の機能を有する設備）を“主要機器”とし、それら機器間の本流上の機器、配管等を対象とする。
 - ・ただし、テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン、循環ライン（容器攪拌を目的とするライン）、ドレンライン、ベントライン、計装ライン及び試薬ライン等は主たる機能を果たすために本流が流れる流路に該当しないものとする。また、本流上に接続する分岐部等を除く。
 - ・その他、施設への影響の観点から重要となる設備として、再処理施設と廃棄物管理施設とで共用しており、且つ設備の破損に伴い各施設に影響を及ぼすおそれがある北換気筒については、その特殊性を鑑み仕様表対象とする。

仕様表(主要設備リスト)対象設備の具体例<溶解工程の例>



日本原燃株式会社 設工認構成案

再処理施設に関する設工認本文・添付書類構成

再処理施設設工認（新基準見直し案）		技術基準との対応		
		DB	SA	
本文	別紙 一 名称及び住所並びに代表者の氏名			
	二 変更に係る事業所の名称及び所在地			
	三 変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法			
	別添 I 施設共通			
	I-1 基本設計方針			
	第1章 共通項目			
	1	核燃料物質の臨界防止	4	-
	2	地盤	5	32
	3	自然現象	(項目のみ)	
	3.1	地震による損傷の防止	6	33
	3.2	津波による損傷の防止	7	34
	3.3	外部からの衝撃による損傷の防止	8	36
	4	閉じ込めの機能	(項目のみ)	
	4.1	閉じ込め	10	-
	4.2	放射性廃棄物による汚染の防止	26	-
	5	火災等による損傷の防止	11	35
	6	再処理施設内における溢水による損傷の防止	12	36
	7	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	13	36
	8	遮蔽	27	-
	9	設備に対する要求事項	(項目のみ)	
	9.1	安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備	15, 16	36, 38~45
	9.2	材料及び構造	17	37
	9.3	搬送設備	18	-
	10	その他	(項目のみ)	
	10.1	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	9	-
	10.2	安全避難通路等	14	-
	第2章 個別項目			
	1	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	(項目のみ)	
	1.1	使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の基本設計方針	19	42
	2	再処理設備本体	(項目のみ)	
	2.1	せん断処理施設	(項目のみ)	
	2.1.1	せん断処理施設の基本設計方針	-	-
	2.2	溶解施設	(項目のみ)	
	2.2.1	溶解施設の基本設計方針	-	38
	2.3	分離施設	(項目のみ)	
	2.3.1	分離施設の基本設計方針	-	-
	2.4	精製施設	(項目のみ)	
	2.4.1	精製施設の基本設計方針	-	38~41
	2.5	脱硝施設	(項目のみ)	
	2.5.1	脱硝施設の基本設計方針	-	-
	2.6	酸及び溶媒の回収施設	(項目のみ)	
	2.6.1	酸及び溶媒の回収施設の基本設計方針	-	-
	3	製品貯蔵施設	(項目のみ)	
	3.1	製品貯蔵施設の基本設計方針	19	-
	4	計測制御系統施設	(項目のみ)	
4.1	計測制御系統施設の基本設計方針	20, 22, 23	47, 48	
5	放射性廃棄物の廃棄施設	(項目のみ)		
5.1	放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針	24, 25, 28	38~41	
6	放射線管理施設	(項目のみ)		
6.1	放射線管理施設の基本設計方針	21	49	
7	その他再処理設備の附属施設	(項目のみ)		
7.1	電気設備の基本設計方針	29	46	
7.2	圧縮空気設備の基本設計方針	-	38,40	
7.3	給水処理設備の基本設計方針	-	45	
7.4	冷却水設備の基本設計方針	-	39	
7.5	蒸気供給設備の基本設計方針	-	-	
7.6	分析設備の基本設計方針	-	-	
7.7	化学薬品貯蔵供給設備	-	-	
7.8	火災防護設備の基本設計方針	11	35	
7.9	竜巻防護対策設備の基本設計方針	8	-	
7.10	溢水防護設備の基本設計方針	12	36	
7.11	化学薬品防護設備の基本設計方針	13	36	
7.12	補機駆動用燃料補給設備の基本設計方針	-	46	
7.13	放出抑制設備の基本設計方針	-	44	
7.14	緊急時対策所の基本設計方針	30	50	
7.15	通信連絡設備の基本設計方針	30,31	50,51	
表1	主要設備リスト			
表2	兼用設備リスト			
I-2	工事の方法（工事フロー図を含む）			

再処理施設に関する設工認本文・添付書類構成

再処理施設設工認（新基準見直し案）		技術基準との対応	
		DB	SA
本文	別添Ⅱ イ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設		
	〇.〇.〇 ××設備		
	a. 設置の概要		
	b. 準拠規格及び基準		
	c. 設計条件及び仕様 ・仕様表		
	第〇.〇.〇表		
	準拠すべき主な法令、規格及び基準表		
	□ 再処理設備本体		
	ハ 製品貯蔵施設		
	ニ 計測制御系統施設		
	ホ 放射性廃棄物の廃棄施設		
	ヘ 放射線管理施設		
	ト その他再処理設備の附属施設		
	四 工事工程表		
	別添Ⅲ 工事工程表		
五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム			
別添Ⅳ 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム			
六 変更の理由			
添付書類	(1) 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	-	-
	(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	-	-
	(3) 技術基準への適合性に関する説明書		
	添付Ⅰ 核燃料物質の臨界防止に関する説明書	4	42
	添付Ⅱ 放射線による被ばくの防止に関する説明書	27	48,50
	添付Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書	11	35
	添付Ⅳ 主要な再処理施設の耐震性に関する説明書	5, 6	32, 33
	添付Ⅴ 主要な容器及び管の耐圧強度及び耐食性に関する説明書	17	37
	添付Ⅵ その他の説明書		(項目のみ)
	VI-1 説明書		(項目のみ)
	VI-1-1 各施設に共通の説明書		(項目のみ)
	VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書		
	VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書		
	VI-1-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書		
	VI-1-1-1-3 火山への配慮に関する説明書	7, 8	34, 36
	VI-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書		
	VI-1-1-1-5 航空機に対する防護設計に関する説明書		
	VI-1-1-1-6 計算機プログラム（解析コード）の概要		
	<u>VI-1-1-2</u> 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書		(項目のみ)
	<u>VI-1-1-2-1</u> 放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及び施設外への漏えい防止能力についての計算書	10,24,26,28	-
	<u>VI-1-1-2-2</u> 放射性物質の散逸防止に関する説明書	10	-
	<u>VI-1-1-2-3</u> 逆流防止に関する設計の基本方針	10,28	
	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	10, 19, 24, 25, 28	38~42, 44, 45
	別添1 技術基準要求機器リスト		
	別添2 設定根拠に関する説明書（別添）		
	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	15, 16	36
	VI-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	9	-
	VI-1-1-6 再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	12	-
	VI-1-1-7 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書	13	-
	VI-1-1-8 再処理施設の内部飛散物による損傷防止に関する説明書	16	-
	VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書	31	51
	VI-1-1-10 安全避難通路に関する説明書	14	-
	VI-1-1-11 照明設備に関する説明書	14	-
VI-1-1-12 使用済燃料等の破損の防止に関する説明書	18,19	-	
VI-1-1-13 放射性物質の濃度及び線量に関する説明書	24	-	
VI-1-2 計測制御系統施設に関する説明書		(項目のみ)	
VI-1-2-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	20, 22, 23	47, 48	
VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	19, 20, 22, 23	47, 48	
VI-1-2-3 再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する説明書	20, 22, 23	47, 48	
VI-1-3 制御室及び緊急時対策所に関する説明書		(項目のみ)	
VI-1-3-1 制御室及び緊急時対策所の機能に関する説明書	23, 30	48, 50	
VI-1-3-2 制御室及び緊急時対策所の居住性に関する説明書	23, 30	48, 50	
VI-1-4 放射線管理施設に関する説明書		(項目のみ)	
VI-1-4-1 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	21	49	
VI-1-5 その他再処理設備の附属施設に関する説明書		(項目のみ)	

再処理施設に関する設工認本文・添付書類構成

再処理施設設工認（新基準見直し案）		技術基準との対応	
		DB	SA
VI-1-5-1 電気設備に関する説明書		(項目のみ)	
VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書		29	46
VI-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明		29	46
VI-2 再処理施設に関する図面		(項目のみ)	
VI-2-1 構内配置図			
VI-2-2 平面図及び断面図			
IV-2-2-1 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の平面図及び断面図			
:			
VI-2-3 系統図			
VI-2-3-1 使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設の系統図			
VI-2-3-2 再処理設備本体の系統図			
:			
VI-2-4 配置図			
IV-2-4-1 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の機器配置図			
:			
VI-2-5 構造図			
VI-2-5-1 使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設の構造図			
VI-2-5-2 再処理設備本体の構造図			

申請する設備に応じて必要な図面を添付